

# **産業廃棄物の事業場外保管の届出について**

## **( 手 引 き )**

**第 5 版**

**(令和6年3月)**

**横浜市資源循環局**

**事業系廃棄物対策課**

## - 目 次 -

1	本手引きについて	1
2	届出対象	1
3	面積の考え方	2
4	届出時期	4
5	記載事項及び添付書類等	4
6	届出の変更等	5
7	処理基準（保管）等	6

### 【添付資料】

- ・届出記載例
- ・保管場所の平面図記載例
- ・保管上限の算出根拠書面記載例
- ・最大保管高さの算出根拠書面記載例

### 【略称一覧】

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

規：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

## 1 本手引きについて

不適正保管等による生活環境保全上の支障の発生の未然防止と拡大防止を確実にするため、対象となる事業者（「2 届出対象」を参照）について、（特別管理）産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物を保管するときは、あらかじめ、市長に届け出ることが義務づけられています。

本手引きは、本市における当該制度に関する届出について説明するための手引きとなります。

### 【参考】関連通知

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」  
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長(通知)環廃対発第110204004号・環廃産発第110204001号、平成23年2月4日)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」  
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長(通知)環廃対発第110204005号・環廃産発第110204002号、平成23年2月4日)

## 2 届出対象

本市内において、次の(1)、(2)、(3)の全ての要件を満たす産業廃棄物の保管を行おうとする事業者は、あらかじめ、産業廃棄物事業場外保管届出書(様式第2号の4)を横浜市長に提出しなければなりません(法第12条第3項前段)。

### (1) 事業者が産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物を保管する場合

→事業場の外とは、産業廃棄物を生じた事業場と保管場所が空間的に同一のものと考えられない場所のことをいいます。

### (2) 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を保管する場合

→建設工事とは、土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。)のことをいいます。

### (3) 保管の用に供される場所の面積が300m<sup>2</sup>以上の場合

→面積の算定の考え方は、本手引き「3 面積の考え方」を参照してください。

※ 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、元請業者が事業者となるため(法第21条の3第1項)、元請業者が届出を行う必要があります。

※ 特別管理産業廃棄物を保管する場合も、同様に特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書(様式第2号の10)を提出する必要があります(法第12条の2第3項前段)。

※ 次に掲げる保管については、本制度による届出対象から除外されています(規第8条の2の2第1号~4号、規第8条の13の3第1号~4号)。

- (特別管理)産業廃棄物収集運搬業者又は(特別管理)産業廃棄物処分業者の事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管
- 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設において行われる保管
- 法第12条の7第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管
- PCB特別措置法第8条第1項(同法第15条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出に係るPCB廃棄物の保管

### 3 面積の考え方

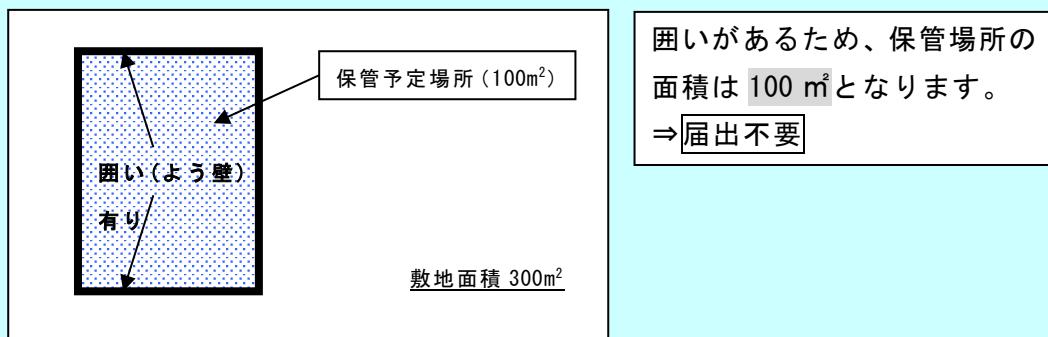
(1) 処理基準(保管)では、保管場所の周囲に囲いを設けることが規定されているため、囲い\*で囲まれた内側の面積が保管面積となります。

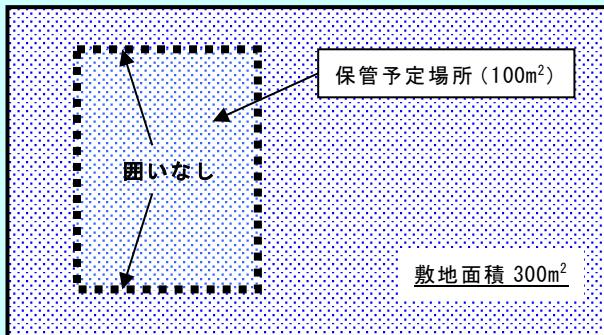
\* 囲いとは、保管する(特別管理)産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であるもの(例えば、よう壁など)に限ると規定されており、ロープや白線を引いただけでは、区域の明示に過ぎないため、面積を算定するための囲いとはみません。

(2) 敷地内に囲いがない場合の保管面積は、土地全体の面積から建物など(空間的に廃棄物を保管することができない建物及び一部の工作物)の面積を除いた場所の面積となります。

なお、敷地内に駐車場がある場合は、空間的に駐車場で廃棄物を保管することができるため、駐車場部分の面積は保管面積から除くことはできません。

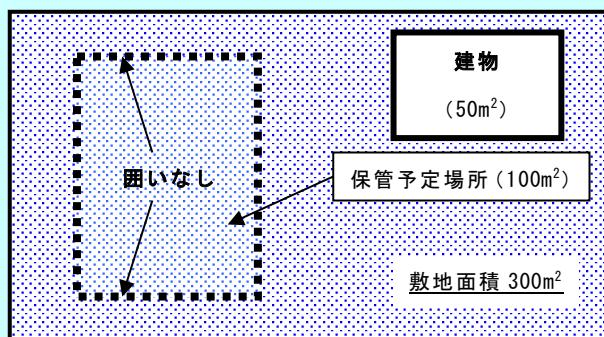
#### 面積の考え方(イメージ)





保管予定場所の面積は  $100\text{ m}^2$  ですが、囲いがないため、敷地全体が保管の用に供される場所であり、保管場所の面積は  $300\text{ m}^2$  となります。

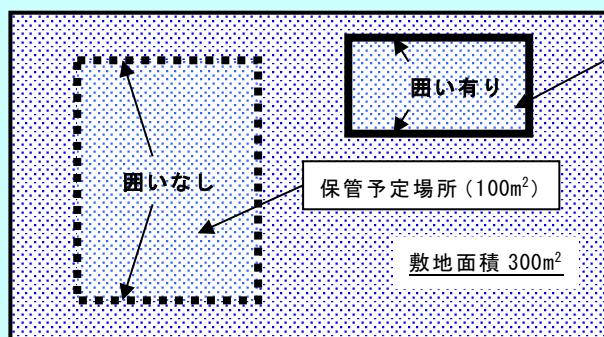
⇒届出必要



敷地面積 ( $300\text{ m}^2$ ) から建物の面積 ( $50\text{ m}^2$ ) を除いた面積が保管場所の面積 ( $250\text{ m}^2$ ) となります。

⇒届出不要

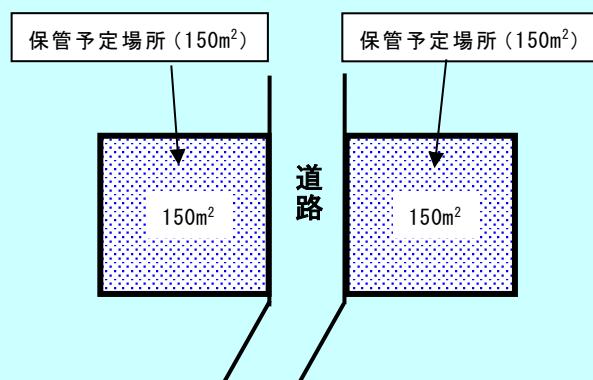
なお、駐車場は敷地面積から除くことはできません。



保管予定場所 ( $100\text{ m}^2$ )

1か所でも囲いがない保管予定場所がある場合、敷地面積が保管場所の面積 ( $300\text{ m}^2$ ) となります。

⇒届出必要



保管場所として一体の場所とみなせるような保管の場合(道路等により保管場所が分断されている場合等)、保管場所の面積は合算した面積 ( $300\text{ m}^2 = 150\text{ m}^2 + 150\text{ m}^2$ ) となります。

⇒届出必要

## 4 届出時期

届出書は保管行為をする前に提出しなければなりません。

なお、非常災害のために必要な応急措置として事業場外で保管を行った場合は保管を行った日から起算して14日以内に、届出書を提出しなければなりません（法第12条第4項、法第12条の2第4項）。

※ 「非常災害のための必要な応急措置として行う場合」とは、非常災害（例えば、地震や水害等）のためにそれまで保管していた場所が使えなくなり、やむを得ず別の場所で保管する場合をいいます。

## 5 記載事項及び添付書類等

### (1) 記載事項（規第8条の2の4第1項、規第8条の13の5第1項）

届出書は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の4（特別管理産業廃棄物については様式第2号の10）を提出してください。

- ◆ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ◆ 保管の場所に関する事項
  - 所在地
  - 面積
  - 保管する（特別管理）産業廃棄物の種類
  - 積替えのための保管上限※1 又は処分等のための保管上限※2
  - 屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては、その旨及び（特別管理）産業廃棄物の高さの上限（最大保管高さ）
- ◆ 保管の開始年月日

※1 積替えのための保管上限の考え方（令第6条第1項第1号木、令第6条の5第1項第1号二）

- 保管上限は1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる量をいいます。
- 保管上限は、面積や囲いの有無などから算出できる保管場所の構造上、保管可能な数量を超えてはなりません。

※2 処分等のための保管上限の考え方（令第6条第1項第2号口(3)、令第6条の5第1項第2号リ(3)）

- 保管上限は（特別管理）産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量（規第7条の8で定める場合にあっては、その数量）に14を乗じて得られる数量をいいます。

(2) 添付書類等（規第8条の2の4第2項、規第8条の13の5第2項）

届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付してください。

**① 届出者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類**

- ◆ 土地の登記事項証明書
  - 3か月以内に発行されたものに限る（写しも可）。
- ◆ 土地に係る賃貸借契約書その他の使用権原を証する書類の写し
  - 保管の場所が届出者の所有する土地でない場合に必要。
  - 使用目的に（特別管理）産業廃棄物の保管が明記されていること。

**② 保管場所の平面図及び付近の見取図**

- ◆ 保管の場所の平面図（添付書類例－1参照）
  - 保管の場所の配置が確認できるよう寸法、縮尺等を記載すること。
- ◆ 付近の見取図
  - 保管場所の位置を記載すること。
  - 住宅地図等の写しでも可。

**③ その他**

- ◆ 公図又は測量図
  - 保管場所の面積が確認できるよう寸法、縮尺等を記載すること。
- ◆ 保管上限の算出根拠となる書面等（添付書類例－2参照）
- ◆ 最大保管高さの算出根拠となる書面等（添付書類例－3参照）
  - 屋外において容器を用いずに保管がある場合に必要。

## 6 届出の変更等

(1) 届出事項を変更する場合（法第12条第3項後段、法第12条の2第3項後段、規第8条の2の5第1項、規第8条の13の6）

事業場外保管の届出を行った事業者は、届け出た事項を変更しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物事業場外保管変更届出書（様式第2号の5、特別管理産業廃棄物については様式第2号の11）を横浜市長に提出しなければなりません。

- ◆ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ◆ 変更の内容

- ◆ 変更の理由
- ◆ 変更予定年月日

※ 保管場所の所在地又は面積を変更する場合、変更後の保管場所を使用する権原を有することを証する書類並びに保管場所の平面図及び付近の見取図を添付しなければなりません（規第8条の2の5第2項、規第8条の13の6）。

## (2) 保管をやめた場合（規第8条の2の6、規第8条の13の6）

届出を行った事業者は、保管をやめた場合、当該保管をやめた日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（様式第2号の6、特別管理産業廃棄物については様式第2号の12）を横浜市長に提出しなければなりません。

- ◆ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ◆ 保管場所の所在地
- ◆ 廃止の理由
- ◆ 廃止年月日

## 7 処理基準（保管）等

### (1) （特別管理）産業廃棄物の収集又は運搬にあたり、事業者が自ら当該廃棄物を保管する場合は次に掲げる基準を満たして行わなければなりません（法第12条第1項、法第12条の2第1項、令第6条第1項第1号、令第6条の5第1項第1号、規第7条の3、規第7条の4、規第8条の8、規第8条の10の2、規第8条の10の3）。

- ① （特別管理）産業廃棄物の保管は、積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。
- ② あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ③ 搬入された（特別管理）産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- ④ 搬入された（特別管理）産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- ⑤ 周囲に囲い（保管する（特別管理）産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- ⑥ 見やすい箇所に（特別管理）産業廃棄物の積替えのための保管の場所で

ある旨その他（特別管理）産業廃棄物の保管に関し必要な事項※を表示した掲示板（縦及び横が60cm以上）が設けられていること。

※ その他（特別管理）産業廃棄物の保管に関し必要な事項とは、次に掲げる事項です。

- 保管する（特別管理）産業廃棄物の種類（産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合は、その旨を含む。）
- 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 屋外において（特別管理）産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、最大保管高さ（下記⑦参照）
- 当該保管場所において保管することができる保管上限（下記⑩参照）

産業廃棄物（積替え）保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック類、 がれき類
管理者の氏名 又は名称及び 連絡先	△△工業（株） 担当：横浜太郎 横浜市〇〇区口口1-2 TEL 045-123-4567 (内線 1234)
最大保管高さ	1.5m
保管上限	80m <sup>3</sup>

60cm  
以上

60cm 以上

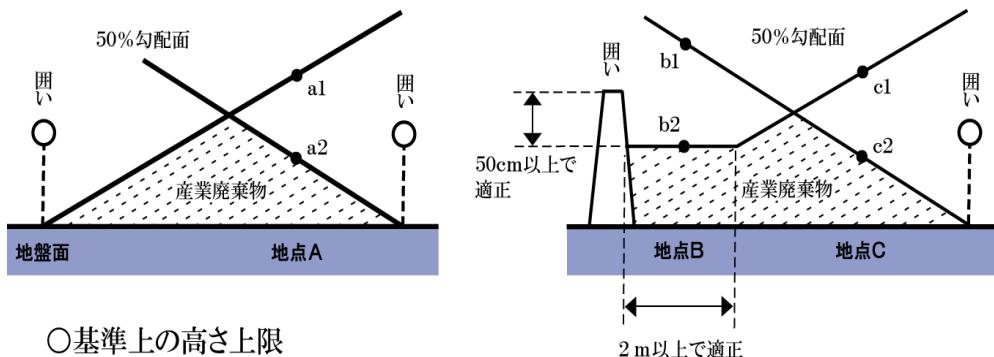
＜掲示板の表示例＞

⑦ 保管の場所から（特別管理）産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように、措置※を講ずること。

※ 措置とは、次の措置のことです。

- （特別管理）産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- 屋外において（特別管理）産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた（特別管理）産業廃棄物の高さが、最大保管高さを超えないようにすること。
  - 廃棄物が囲いに接しない場合  
囲いの下端から勾配50%（約26.5°）以下の高さ

- 廃棄物が囲いに接する場合（直接負荷部分のある壁）  
囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、  
2m以上の内側は勾配50%以下の高さ



○基準上の高さ上限

- ・地点A;a2

地点B;b2

地点C;c2

※50%勾配面とは起点から水平距離2mに対して垂直に1m上昇した点を結ぶ面

➤ その他必要な措置

- ⑧ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑨ 石綿含有産業廃棄物若しくは水銀使用製品産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれがないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ⑩ 保管する（特別管理）産業廃棄物の数量が、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること（規第7条の4又は規第8条の10の3で定める場合は除く）。

(2) (特別管理) 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）

又は再生にあたり、事業者が自ら当該廃棄物を保管する場合は上記7(1)  
①～⑩の基準を満たすほか、次に掲げる基準を満たして行わなければなりません（法第12条第1項、法第12条の2第1項、令第6条第1項第2号口、令第6条の5第1項第2号リ、規第7条の6、規第7条の8、規第8条の12の2）。

- ① (特別管理) 産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならないこと。
- ② 保管する（特別管理）産業廃棄物の数量が、当該（特別管理）産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（規第7条の8で定める場合にあっては、その数量）を超えないようにすること。

(3) 保管場所が関係法令（農地法、都市計画法、都市緑地法等）に違反している場合、又は違反しているおそれがある場合は、関係する担当部局へ連絡することがあります。

## - 届出記載例 -

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書		
○年□月×日		
横浜市長 殿		
届出者は元請業者です。押印は不要です。		
届出者 住 所 ○○市×××□一□ 氏 名 ○○株式会社 代表取締役 □□ □□ 電話番号 ×××-××××		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段 の規定により、関係書類 第12条第4項		
及び図面を添えて届け出ます。		
保管の場所に関する事項	所 在 地	横浜市○○区××□一□  土地の登記事項証明書、賃貸借契約書などを添付してください。
	面 積	420m <sup>2</sup>
	保管する産業廃棄物の種類	がれき類、廃プラスチック類、金属くず、木くず
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	134m <sup>3</sup>  保管上限の算出根拠となる書面、縮尺、寸法等を記載した住宅地図、測量図、公図、見取図などを添付してください。
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	屋外において容器を用いずに行う保管の有無:有 最大保管高さ:2.5m
	保 管 開 始 年 月 日	○年□月×日
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号□(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

(日本産業規格 A列4番)

## - 届出記載例 -

様式第二号の五（第八条の二の五関係）

産業廃棄物事業場外保管変更届出書		
○年□月×日		
横浜市長 殿		
届出者は元請業者です。押印は不要です。		
届出者 住所 ○○市×××□一□ 氏名 ○○株式会社 代表取締役 □□ □□ 電話番号 ×××-××××		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
変更の内容	変更前	変更後
	屋外において容器を用いずに保管の有無：有 最大保管高さ2.5m	屋外において容器を用いずに保管の有無：無
変更の理由	コンテナに産業廃棄物を保管するため  これまでの届出に添付された書類に変更があった場合は、変更後の状況を示した書類を添付して下さい。	
変更予定期日	○年□月×日	

(日本産業規格 A列4番)

## - 届出記載例 -

様式第二号の六（第八条の二の六関係）

産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	
○年□月×日	
横浜市長 殿	届出者は元請業者です。押印は不要です。
届出者 住 所 ○○市×××□一□ 氏 名 ○○株式会社 代表取締役 □□ □□ 電話番号 ×××-××××	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6の規定により届け出ます。	
保管場所の所在地	横浜市○○区××□一□
廃止の理由	工事が終了し、産業廃棄物を保管しなくなったため
廃止年月日	○年□月×日

（日本産業規格 A列4番）

## - 届出記載例 -

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書		
○年□月×日		
横浜市長 殿		
届出者は元請業者です。押印は不要です。		
届出者 住 所 ○○市×××□一□ 氏 名 ○○株式会社 代表取締役 □□ □□ 電話番号 ×××-××××		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2第3項前段 第12条の2第4項 の規定により、関係書類 及び図面を添えて届け出ます。		
保管の場所に関する事項	所在 地	横浜市○○区××□一□
	面 積	350m <sup>2</sup>
	保管する特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等
	特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	30m <sup>3</sup>
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 : 無
	保管開始年月日	○年□月×日
備考 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号リ(3)の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。		

(日本産業規格 A列4番)

## - 届出記載例 -

様式第二号の十一（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書		
○年□月×日		
横浜市長 殿		
届出者は元請業者です。押印は不要です。		
届出者 住所 ○○市×××□一□ 氏名 ○○株式会社 代表取締役 □□ □□ 電話番号 ×××-××××		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
変更の内容	変更前	変更後
	保管場所の面積 420m <sup>2</sup>	保管場所の面積 500m <sup>2</sup>
変更の理由	隣接する土地を購入し、保管場所とするため これまでの届出に添付された書類に変更があった場合は、変更後の状況を示した書類を添付して下さい。	
変更予定年月日	○年□月×日	

(日本産業規格 A列4番)

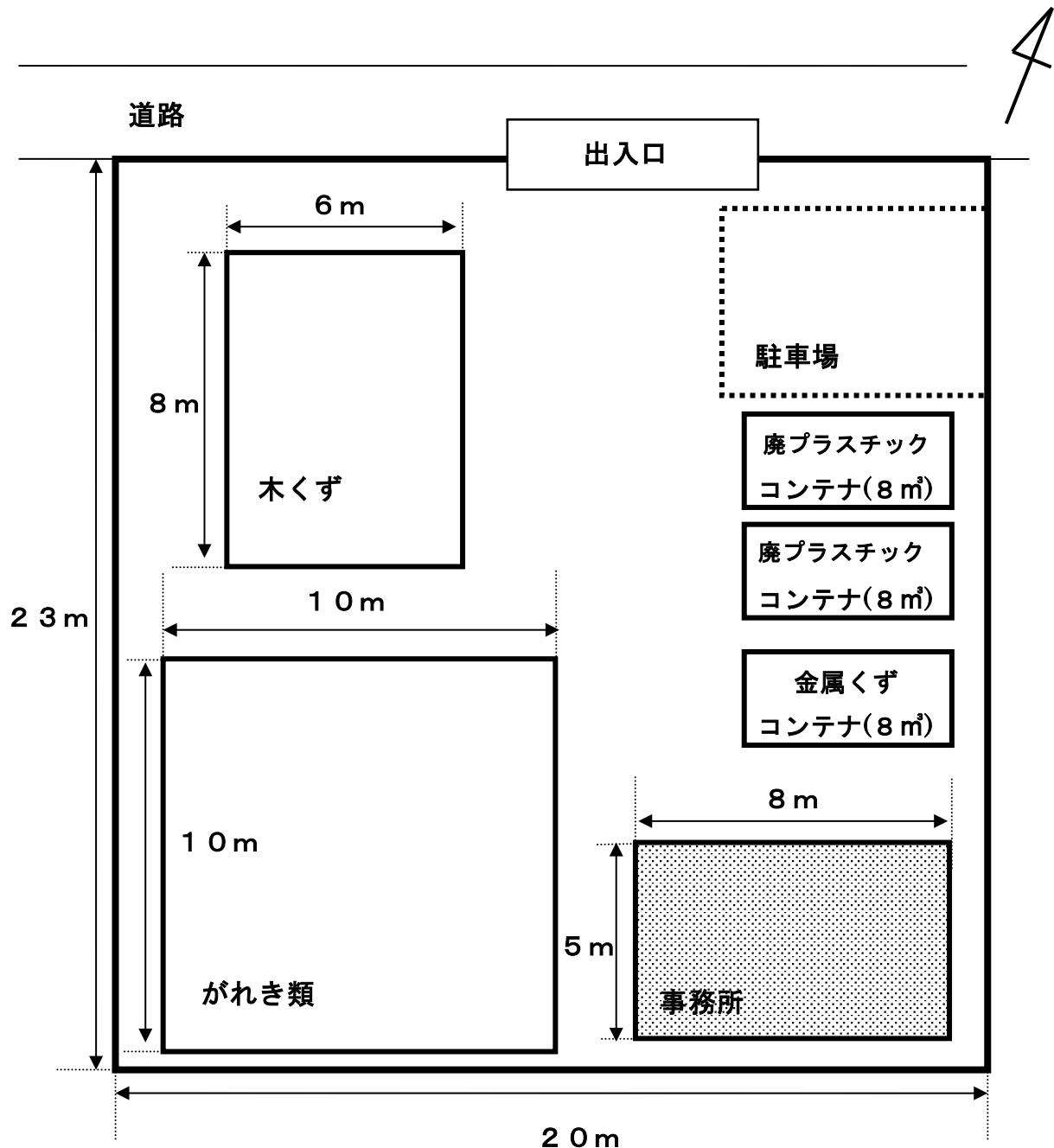
## - 届出記載例 -

様式第二号の十二（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	
○年□月×日	
横浜市長 殿	届出者は元請業者です。押印は不要です。
届出者 住 所 ○○市×××□一□ 氏 名 ○○株式会社 代表取締役 □□ □□ 電話番号 ×××-××××	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13の6において準用する同令第8条の2の6の規定により届け出ます。	
保管場所の所在地	横浜市○○区××□一□
廃止の理由	工事が終了し、特別管理産業廃棄物を保管しなくなったため
廃止年月日	○年□月×日

(日本産業規格 A列4番)

## - 保管場所の平面図記載例 -



$$\text{保管面積} : 20 \times 23 - 8 \times 5 = 420 \text{ (m}^2\text{)}$$

※ 保管面積=(敷地面積) - (建物面積)

## - 保管上限の算出根拠書面記載例 -

(週単位で搬出計画を立てる場合)

下記表より、保管上限を134m<sup>3</sup>と算出。

産業廃棄物の種類	保管容器	1週間の搬出計画			1日当たりの平均搬出量	保管上限
		1回当たりの搬出量	頻度	総量		
がれき類	なし	16.6 m <sup>3</sup> /回	5回/週	83 m <sup>3</sup>	11.86 m <sup>3</sup>	83 m <sup>3</sup>
木くず	なし	9 m <sup>3</sup> /回	3回/週	27 m <sup>3</sup>	3.86 m <sup>3</sup>	27 m <sup>3</sup>
金属くず	コンテナ(8 m <sup>3</sup> 、1個)	8 m <sup>3</sup> /回	1回/週	8 m <sup>3</sup>	1.14 m <sup>3</sup>	8 m <sup>3</sup>
廃プラ	コンテナ(8 m <sup>3</sup> 、2個)	8 m <sup>3</sup> /回	2回/週	16 m <sup>3</sup>	2.29 m <sup>3</sup>	16 m <sup>3</sup>
合計					19.15 m <sup>3</sup>	134 m <sup>3</sup>

保管上限

### 【注意事項】

保管上限は、1日当たりの平均搬出量の7日分となります。なお、面積や囲いの有無などから算出できる保管場所の構造上、保管可能な数量を超えてはなりません。

#### 【参考】関連通知（抜粋）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」

（厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長 衛環第37号、平成10年5月7日）

#### 第7 廃棄物の保管基準に関する事項

##### 4 産業廃棄物の積替えに係る保管数量の制限

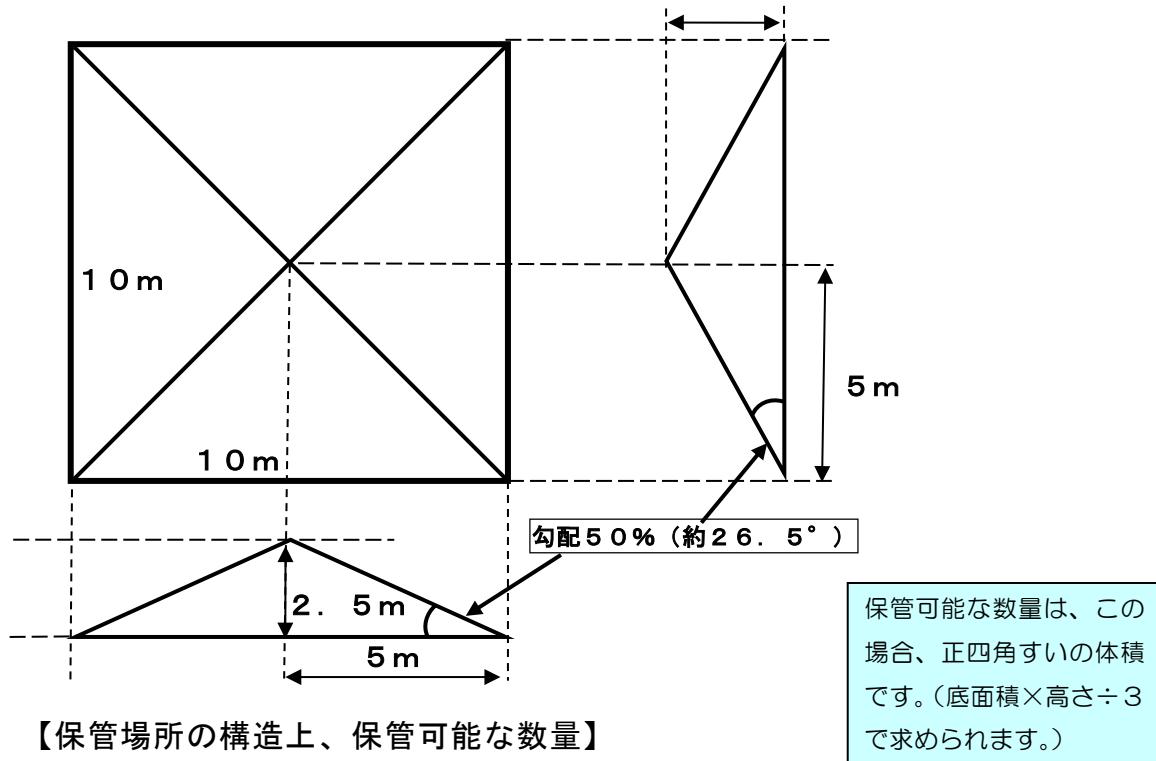
収集運搬に伴う保管は、積替えを目的として一時的に行われるもののみを認めており、不適正処理につながる過大な保管を防止するため、積替えのための保管の場所(以下「保管の場所」という。)において保管することができる産業廃棄物の数量(以下「積替えのための保管上限」といふ。)を保管の場所における平均的な搬出量の7日分と設定したこと。なお、保管の場所からの産業廃棄物の搬出量は日々変動があることから、平均的な搬出量は次のとおり取り扱うこと。

- (1) 平均的な搬出量とは、前月の産業廃棄物の総搬出量(産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄収集運搬業者の場合には、法第14条第11項又は第14条の4第12項において準用する法第7条第11項の規定に基づき毎月末までに帳簿に記載する保管の場所ごとのその前月中の搬出量)を前月の総日数で除して得た数量とすること。なお、この「前月の産業廃棄物の総搬出量」は、複数の産業廃棄物を取り扱う保管の場所にあっては、これらの産業廃棄物の前月の総搬出量の合計量とすること。
- (2) 新たに保管の場所の使用を開始する場合又は使用を休止していた保管の場所の使用を再開する場合にあっては、上記(1)の搬出量が算定できるようになるまでは、計画搬出量をもって平均的な搬出量を算出すること。

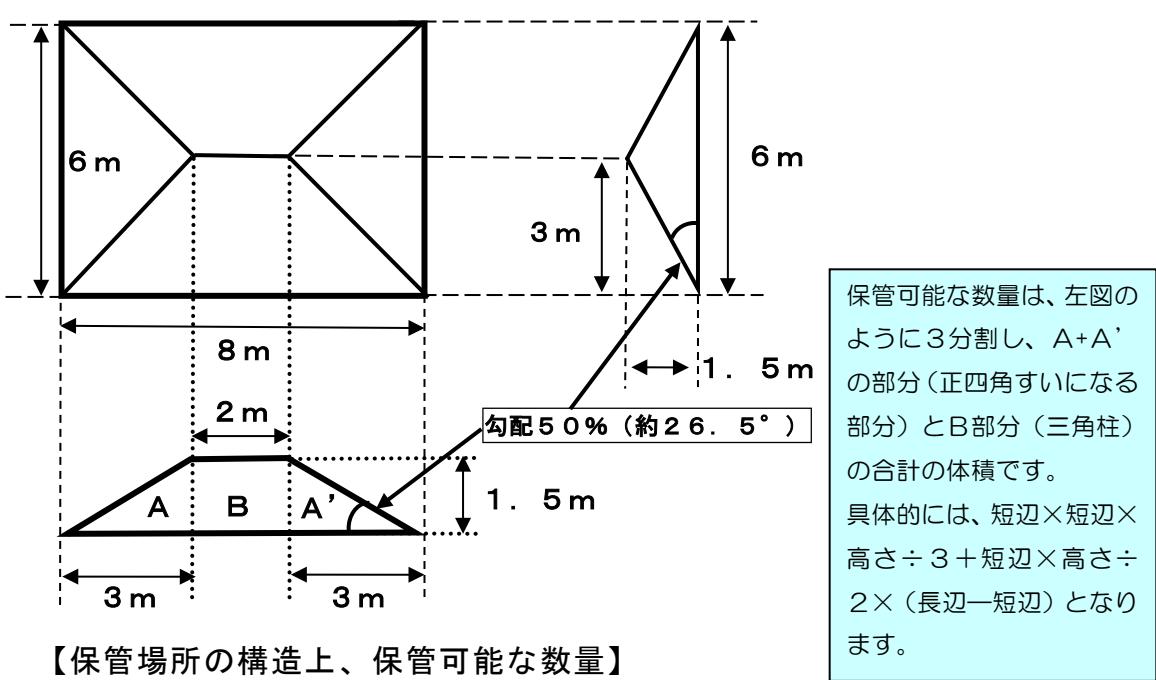
## - 最大保管高さの算出根拠書面記載例 -

がれき類、木くずは屋外において容器を用いずに保管するため、下図より最大保管高さ 2.5 mと算出。その他の産業廃棄物は、容器を用いて保管するため、最大保管高さの適用なし。

(がれき類) ~正方形の保管場所の場合~ 2.5 m



(木くず) ~長方形の保管場所の場合~



— 提出・問合せ先 —

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課管理係

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎23階

電話：045-671-3446 FAX：045-663-0125